

川越市美容師法施行条例（素案）の概要について

平成24年9月
保健医療部 食品・環境衛生課

1 制定の趣旨

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第2次地域主権推進一括法）が平成23年8月30日に公布されました。これに伴い、美容師法が改正され、平成25年4月1日に施行されることになっています。この改正により、美容師が美容の業を行うときに講じなければならない衛生上必要な措置の基準などに係る条例の制定に関する権限が埼玉県から川越市に委譲されることになりました。

そこで、必要な基準を規定した「川越市美容師法施行条例」を新たに制定しようとするものです。

2 制定の内容

(1) 美容師が講ずべき衛生措置の基準

- （例）・客用のタオルは清潔なものを使用すること。
- ・客一人ごとに手指の洗浄等を行うこと。
- ・器具の管理方法（法律・省令にある規定を補完するもの。）

(2) 営業者が講ずべき衛生措置の基準

- （例）・作業所の面積は、9.9㎡以上であること。
- ・洗顔・洗髪用の流水式設備を設置すること。
- ・固定した0.9m以上の高さを有するものにより待合所と作業所を区画すること。
- ・ねずみ、衛生害虫等の生息状況等についての月1回以上の点検及びその結果に応じた適切な措置を講ずること。

(3) 出張美容に関し、下記の事項を規定しました。

- （例）・届出義務
- ・衛生上必要な措置
- ・美容所以外の場所で美容の業を行うことのできる場合

3 施行予定日

平成25年4月1日